

重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

〔第三者契約〕

当事業所は介護保険の指定を受けています

宮崎県指定4571700345号

当事業所は、ご契約者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇ ◆ 目 次 ◇ ◆

1. 施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 併設事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 契約締結からサービス提供までの流れ・・・・・・ 5
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・ 6
8. サービス提供における事業者の義務・・・・・・ 11
9. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・ 12
10. 損害賠償について・・・・・・・・・・・・ 13
11. サービス利用をやめる場合・・・・・・・・・・ 13
12. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・ 14

社会福祉法人
宮崎県社会福祉事業団
特別養護老人ホーム霧島荘

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団
法人所在地	宮崎市原町2—22 宮崎県福祉総合センター内
電話番号	0985—25—4692
代表者氏名	蔵屋 貴浩（くらや たかひろ）
設立年月日	昭和34年12月1日

2. 施設の概要

サービスの種類	短期入所生活介護（平成12年1月14日指定） 介護予防短期入所生活介護（平成18年4月 1日指定）
施設の目的	介護保険の趣旨に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等を使用していただくとともに、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供します。
施設の名称	特別養護老人ホーム霧島荘
施設の所在地	都城市山之口町花木2302—1
敷地面積	9,739.63㎡
建物の構造	鉄筋コンクリート3階建て
延床面積	5,024.62㎡（1・2階）※総延床面積7,200.12㎡
電話番号	0986—57—2165
施設長名	兒玉 幸代（こだま さちよ）
施設の運営方針	ご利用者の人権と人格の尊重を基本に、お一人おひとりのニーズに応じた入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持に努めるとともに、ご家族の介護負担の軽減を図ります。
第三者評価の実施状況	実施あり（平成25年3月11日）
開設年月日	平成12年4月1日
営業日	年中無休

受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分(但し、緊急の場合はこの限りではありません。)
入 所 定 員	10名

3. 併設事業

事業名	指定日	事業者番号	備考
養 護 老 人 ホ ー ム	平成20年 4月 1日		定員50名
介護老人福祉施設事業	平成12年 2月 14日	宮崎県第 4571700345 号	定員60名
訪 問 介 護 事 業	平成11年 10月 27日	宮崎県第 4571700055 号	
居 宅 介 護 支 援 事 業	平成11年 8月 26日	宮崎県第 4571700055 号	
通 所 介 護 事 業	平成20年 11月 1日	宮崎県第 4570201824 号	定員15名

4. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	一室面積	一人当たり面積	備 考
居 室	10 室	14.70 m ²	14.70 m ²	全室個室
食 堂	1 室	135.32 m ²		ユニット毎に食事を準備します。
機能訓練室	1 室	124.5 m ²		
浴 室	個浴槽 (1 室)	9.0 m ²		一般の家庭浴槽の外、 寝たきりの方でも利用 できる特殊浴槽が 設置してあります。
	特殊浴槽 (1 室)	27.0 m ²		
トイレ	7 箇所	3.36 m ² ～4.4 m ²		2 部屋に 1 箇所 (2 部屋トイレ付)
医 務 室	1 室	33.0 m ²		

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。但し、居室の利用については、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

※ 居室の変更：ご利用者の心身の状況等により居室を変更させていただくことがあります。
その際には、ご契約者に変更の理由を説明させていただきます。

5. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常勤換算	基準人員	勤務時間等
施 設 長	1 名	1 名	8:30～17:30
生 活 相 談 員	1 名	1 名	8:30～17:30
介護支援専門員	1 名以上	1 名	8:30～17:30
介 護 職 員	3 4 名以上	2 4 名	早出 7:30～16:30 遅出 10:30～19:30 夜勤 16:30～10:30
看 護 職 員	3 名以上	2 名	早出 8:00～17:00 遅出 10:00～19:00
機能訓練指導員	1 名	1 名	8:30～17:30
管 理 栄 養 士	1 名	1 名	8:30～17:30
医師（嘱託）	嘱託医（大岐医院） 〃 （志々目病院） 〃 （永田病院）		毎週火曜午後 毎週木曜午後 毎月第 1 木曜午後

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

(2) 配置職員の業務内容

生 活 相 談 員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、必要な支援を行います。
介 護 職 員	ご利用者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。
看 護 職 員	主にご利用者の健康管理と療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。当施設では理学療法士のほか看護師が兼ねて行います。
介護支援専門員	ご利用者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
嘱 託 医	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

6. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第 2 条関係）

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後

に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。

- ① 当事業所の介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



- ② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



- ③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者の要請に応じて、変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者と協議して短期入所生活介護計画を変更します。



- ④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

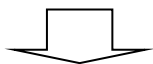
- (2) ご利用者に関する「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されてない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

- ① 要介護認定を受けている場合

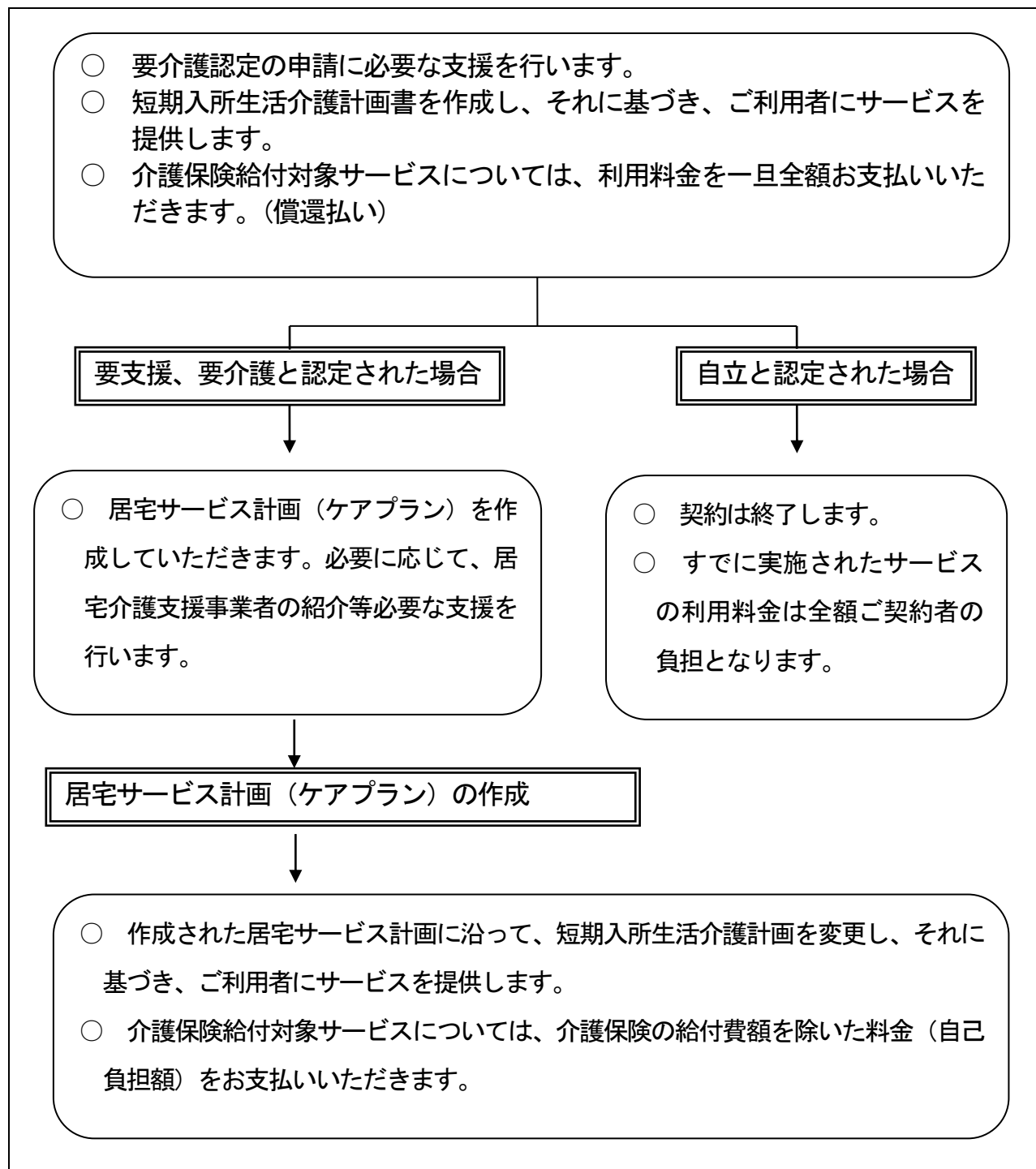
- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づきご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。



7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）当事業所が提供する基準介護サービスと利用料金（契約書第二章、第7条関係）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9～7割が介護保険から給付されます。

居 室	○ 全室個室
-----	--------

食 事	○ ご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ○ ご利用者の自立支援のため離床して、ユニット毎に食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。 朝食 午前 8時00分から 《食事時間》 昼食 午前12時00分から 夕食 午後 6時00分から ※ 上記の食事時間は、一つの目安であり、ご利用者の生活リズムや要望を尊重いたします。
入 浴	○ 入浴は最低週2回行います。 ○ 体調が悪く入浴できない場合などは、必要に応じて清拭を行います。 ○ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	○ それぞれのご利用者の方に応じた排泄介助を行います。 ○ 可能な限りおむつを使用しない対応に心掛けます。
機能訓練	○ ご利用者の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	○ 嘱託医師や看護職員が健康管理を行います。
その他の支援	○ 寝たきりを防止するため、できるだけ離床に努めます。 ○ 整容や朝・夕の更衣に留意し、快適でメリハリのある生活の支援に努めます。 ○ 年間をとおして各種の行事や園外活動、クラブ活動等を行い、生活の活性化に努めます。 ○ ご契約者のご希望に応じ、当事業所の車両で送迎を行います。

上記の基準介護サービスの1日当りの利用料金は次のとおりです。

① 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護費

要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金		5290 円	6560 円	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
2. 介護保険給付額	1 割	4761 円	5904 円	6336 円	6848 円	7623 円	8262 円	8894 円
	2 割	4232 円	5248 円	5632 円	6176 円	6785 円	7344 円	7807 円
	3 割	3703 円	4592 円	4928 円	5404 円	5947 円	6426 円	6920 円
3. 自己負担額	1 割	529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
	2 割	1058 円	1312 円	1408 円	1544 円	1694 円	1836 円	1974 円
	3 割	1587 円	1968 円	2112 円	2316 円	2541 円	2754 円	2961 円
4. 居室負担額		2,066 円（室料及び光熱水費含む）						
5. 食事負担額		1,445 円（朝食：321 円 昼食：573 円 夕食：551 円）						
自己負担額合計 （3＋4＋5）	1 割	3980 円	4107 円	4155 円	4223 円	4298 円	4369 円	4438 円
	2 割	4509 円	4763 円	4859 円	4995 円	5145 円	5287 円	5425 円
	3 割	5038 円	5419 円	5563 円	5767 円	5992 円	6205 円	6412 円

② 当事業所の滞在費・食費の負担額

但し、上記 1）表中の居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対 象 者			区 分	滞在費	食 費
世帯 全員 が 市町 村民 税非 課税	預貯金等が単身で 1,000 万円（夫婦で 2000 万円）以下	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	第 1 段階	880 円	300 円
	預貯金等が単身で 650 万円（夫婦で 1650 万 円）以下	課税及び非課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円 以下の方	第 2 段階	880 円	600 円
	預貯金等が単身で 550 万円（夫婦で 1550 万 円）以下	課税及び非課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円 超 120 万円未満の方	第 3 段階①	1,370 円	1,000 円
	預貯金等が単身で 500 万円（夫婦で 1500 万 円）以下	課税及び非課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 120 万 円超の方	第 3 段階②	1,370 円	1,300 円

③ 送迎費 片道 184円

④ 人員配置整備等による加算

人員配置整備等により介護給付費加算の対象となった場合には、その加算に係る負担金をお支払いいただきます。

加 算 項 目	内 容	負担額（日額）
サービス提供体制強化加算 （Ⅲ） ※要支援共通	介護・看護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であるため加算されます。	1割負担者：6円 2割負担者：12円 3割負担者：18円
生活機能訓練加算 ※要支援共通	常勤の機能訓練指導員が配置されているため加算されます。	1割負担者：12円 2割負担者：24円 3割負担者：36円
夜勤職員配置加算（Ⅱ） ※要支援共通	配置基準を超える夜勤者配置に対して加算されます。	1割負担者：18円 2割負担者：36円 3割負担者：54円
生産性向上推進体制加算 （Ⅱ） ※要支援共通	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上の取り組みに対して加算されます。	1割負担者：10円 2割負担者：20円 3割負担者：30円
処遇改善加算（Ⅱ） ※要支援共通	介護職員の処遇改善に係る加算	1月に要した 報酬総単位数の13.6%

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いの場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。（第9条関係）

（2）介護保険の給付対象外サービスと利用料金（契約書第5条及び第7条関係）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者のご負担となります。

サービスの種類	サービスの内容	利 用 料 金
特別な食事	ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費をいただきます。

理容・美容	ご利用者のご希望により理美容師によるサービスをご利用いただけます。	業者が月2回来荘します。 実費をいただきます。
レクリエーション及びクラブ活動	ご利用者のご希望に応じてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	○年間計画に基づくレクリエーションやクラブ活動は基本的には無料ですが、園外活動では入場料など必要経費の実費をいただく場合があります。 ○ご利用者のご希望による特別な活動については原則として実費をご負担いただきます。
新聞・雑誌等の購入	ご利用者のご希望があれば購入等の代行を行います。	実費をいただきます。
通院	ご家族の対応が基本ですが、出来ない場合は当方で行います。	料金は山之口町以外の場合は、片道1,000円です。

上記の外、日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものについては、その費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条関係）

前記（1）の①、②、③及び（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者（ご利用者）のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療治療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

協力医療機関	所在地	診療科	電話番号
大岐医院	都城市山之口町花木 2567-3	内科・胃腸科・消化器科	57-2025
志々目医院	都城市山之口町花木 1999-2	内科	57-2004
永田病院	都城市五十町 5173	内科・神経科	23-2863
三股歯科	都城市三股町稗田 9-7	歯科	52-5221
ふたみ眼科	都城市都北町 6445	眼科	38-5532

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、11条関係）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全確保及び健康管理に配慮します。
- ② ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又はその代理人の請求に応じて閲覧ができます。
- ③ ご利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません。（守秘義務）但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑤ ご利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関、ご家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告します。
- ⑥ 事故が発生した場合は、ご利用者の家族等及び保険者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- ⑦ 虐待防止について、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、以下の重要な措置を講じます。
 - （ア）虐待防止に関する担当者を選任します。（担当者：総務課長）
 - （イ）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果についてサービス従事者に周知します。
 - （ウ）虐待防止のための指針を整備します。
 - （エ）サービス従事者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - （オ）サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑧ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
 - （ア）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果についてサービス従事者に周知します。
 - （イ）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - （ウ）サービス従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. サービス利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたっては、他のご利用者との共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

面 会	○ 感染用対策を行い実施し、面会は事前予約となります。 ○ 時間が午前 10 : 00～11 : 00 午後 13 : 30～16 : 00。 ○ 各居室にて、1回 20 分程度 4 名迄です。 ○ 食べ物を持ち込まれるときは必ずその旨を職員にお知らせください。なお、原則として生ものの持込はご遠慮ください。
施設・設備 の使用上の 注意（契約 書第 12 条 関係）	○ 居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来ます。但し、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○ 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫 煙	○ 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について（契約書第 13 条、14 条関係）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生については、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第 16 条関係）

（1）契約終了の事由

契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間満了日迄ですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ内容で更新され、以後も同様とします。契約期間中は、以下のような事情がない限り、継続してサー

ビスを利用することができますが、仮に下記のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との利用契約は終了します。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 火災、地震等により施設が崩壊し、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は下記（２）をご参照ください）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は下記（３）をご参照ください）

（２）ご契約者からの利用解除の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第１７条、１８条関係）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用の解除を申し出ることができます。その場合には、利用終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、ご利用を解除することができます。なお、契約の途中で解約する場合、キャンセル料は必要ありません。

- ① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（３）事業者からの申し出により契約を解除させていただく場合（契約解除）（契約書第１９条関係）
以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の申告を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービスの利用料金の支払いが３か月以上遅延し、催告にもかかわらずなお３０日間以内に支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

12. 苦情の受付について（契約書第21条関係）

社会福祉法第82条の規定により、当事業所の提供するサービスについてのご契約者の方からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

（1） 苦情解決責任者等

担 当	氏 名	所属・役職等	TEL
苦 情 解 決 責 任 者	兒玉 幸代	特別養護老人ホーム霧島荘 園長	57-2165
苦情解決受付担当者	渡邊 宏	〃 総務課長兼総務係長	57-2165
第三者委員			

（2） 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情の報告

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の立会いによる話し合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次によります。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 宮崎県福祉サービス運営適正委員会、国民健康保険団体連合会、市町村の紹介

本事業者で解決できない苦情は、宮崎県社会福祉協議会に設置されている宮崎県福祉サービス運営適正化委員会や国民健康保険団体連合会、市町村などに申し立てることができます。

《苦情受付機関》

機 関 名	所 在 地	電話番号
都城市役所 介護保険課	都城市姫城町 6-21	TEL0986-23-2114
山之口総合支所 地域生活課	都城市山之口町花木 1934-1	TEL0986-57-3112
高城総合支所 地域生活課	都城市高城町穂満坊 306	TEL0986-58-2312
山田町総合支所 地域生活課	都城市山田町山田 3881-7	TEL0986-64-1114
高崎総合支所 地域生活課	都城市高崎町大牟田 1150-1	TEL0986-62-1112
宮崎県福祉サービス運営適正化委員会	宮崎市原町 2-22	TEL0985-60-0822
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町 231-1	TEL0985-35-5111

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

事業者名 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

事業者住所 宮崎市原町2番22号

代表者職・氏名 理事長 蔵屋 貴浩 印

<事業所>

事業所名 特別養護老人ホーム霧島荘

事業所住所 都城市山之口町花木2302-1

施設代表者職・氏名 園長 兒玉 幸代 印

説明者職・氏名 福祉課長 田之上 富隆 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護
・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

ご契約者住所 _____

ご契約者氏名 _____ 印

(ご利用者名： _____ ご利用者との関係： _____)

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37条（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はそのご家族への重要説明のために作成したものです。